

Title	観世大夫元章と《関寺小町》：元章手沢本『習十番』の書入をめぐる
Author(s)	橋場, 夕佳
Citation	演劇学論叢. 2003, 6, p. 119-127
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97537
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

観世大夫元章と《関寺小町》

——元章手沢本『習十番』の書入をめぐって——

橋場 夕佳

はじめに

明和二年（一七六五）六月、十五代観世大夫元章（享保七年「一七二二」～安永三年「一七七四」）が中心となって刊行した明和改正謡本（以下、明和本）は、内組の謡百番、外組の謡百番、習物の謡十番を収める『習十番』、以上三点の目録である『二百十番謡目録』、《翁》の謡九種類を収める『九祝舞』、独吟曲八十五番を収める『独吟（巻一）巻八』、その目録である『独吟八十五番目録』の七点から成っている。この内、内百番に関しては、少なくとも三段階の改訂を経ていることが明らかにされているが、これら一群のいわゆる明和本の周辺には、明和本に元章自身による注記や演能記録などが書き込まれた、「元章書入本」とも呼ぶべき本が数種伝存する。

たとえばそれは金春流太鼓の家である前川家蔵の前川本

や、観世宗家蔵本であるが、表きよし氏によって紹介された『二百十番謡目録』『九祝舞』『独吟』『習十番』を合綴した形の特製本である、観世宗家蔵の『二百十番謡目録』もそのような元章書入本のひとつである。この観世元章手沢本『二百十番謡目録』の写しと考えられるのが、早稲田大学演劇博物館蔵の『観世元章手沢明和本』『二百十番謡目録・九祝舞・独吟・習十番』写し（以下、『元章手沢本写』と略称する）であり、元章の書入は、特に『習十番』に集中していて、詞章の典拠と見なし得る諸文献からの引用や、語義、演出上の注意点などが全曲に書き込まれている。

本稿では、この『元章手沢本写』の書入を参照しつつ、『習十番』の中でも比較的書入の多い《関寺小町》の改訂について考察し、さらに、書入に散見する《関寺小町》の演能記録についても検証したい。

一 《関寺小町》の改訂

まず、《関寺小町》の梗概を述べておく。七月七日、七夕の祭りの日、関寺の住僧ら（ワキ・ワキツレ）は稚児（子方）を伴い、歌道を極めた老女の庵を訪ねる（第一段）。庵では、老女（シテ）が衰えた我が身の上を嘆いている（第二段）。僧が歌の稽古をする稚児達のため、和歌の道について教えを乞うと、老女は和歌の心得を説く（第三段）。更に、衣通姫の歌、小野小町の歌をめぐって問答する内に（第四段）、僧は老女が小野小町その人であることを知る。小町は素性を知られたことを恥じ（第五段）、自らの詠歌を引きつつ、移ろいゆく世の無常を思い、華やかなりし昔に引き比べての、衰えた老いの身を悲しむ（第六段）。僧達は小町を七夕の祭りへと誘い、小町は庵から出る（第七段）。七夕の祭りの稚児の舞（第八段）に誘われて、小町も興が乗り、舞を舞う（第九段）。舞いながらも、戻るすべもない昔を恋い、夜明けと共に元の庵へと帰って行く（第十段）。

筆者の調査によれば、明和本《関寺小町》における改訂箇所は五十五箇所であるが、以下では元章の書入と関連すると考えられる改訂を中心に触れていく。（「正」は明和本

直前の観世流の本文である正徳弥生本、〈明〉は明和本を指す）

まず、左に示す通り、第四段の衣通姫の詠歌の形が改訂されている。

〔正〕ワキ「有難ふ候、ふるき哥人の言葉多しといへ共、女の哥ハまれなるに、老女の御事ためしすくなふこそ候へ、我せこがくべきよひなり、さ、がにの、蜘蛛のふるまひ兼てしるしも、是ハ女の哥候か

〈明〉ワキ「有難う候、又承り度事の候、我せこがくべきよひなりさ、がねの、蜘蛛のおこなひこよひしるしも、此作者ハ誰にて候ぞ

改訂前の形である「さ、がにの蜘蛛のふるまひ兼てしるしも」は『古今和歌集』によるものである。これを、『日本書紀』¹によって「蜘蛛のおこなひこよひしるしも」の形へと改訂しており、『元章手沢本写』にも『日本書紀』巻第十三が引用されている。もちろん、元章は改訂前の詞章が『古今和歌集』によっていることを承知の上で、『日本書紀』によって改訂しているのである。そのことは、元章が『元章手沢本写』の書入に『古今和歌集』の歌を引いていることから明らかである。それをあえて『日本書紀』によって改訂しているのは、やはり元章自身の学問的環境、即ち、賀茂真淵、田安宗武を中心とした国学研究という環境に身

を置いていたからであろう。また、「我がせこが…」の歌の作者である衣通姫を允恭天皇の「后」とするのが観世流詞章本来の形であるが、明和本ではそれを「後の御いろ」とする（「いろ」とは同母妹）。これも『日本書紀』本文による改訂である。

また、第三段において、和歌の道をめぐる問答が一段落した後、第四段では、女流歌人の流れをめぐる問答となるのが、改訂前の詞章である。しかし、改訂後の詞章では、「女流」ということはことさら強調されていない。「我がせこが…」の歌は、第三段の和歌の道をめぐる問答の延長線上にあり、それと同時に、衣通姫の流れを受け継ぐ小町の歌へとつながっていく「序」の感が強くなっている。ちなみに、第三段の和歌をめぐる問答では、僧の問いかけの調子が少し変えられている。一例を示せば次の如くである。

〔正〕ワキ「また浅香山の哥ハ…是又めてたき詠哥よ
なふ シテ「実よく心得給ひたり

〔明〕ワキ「また浅香山の哥ハ…是又めてたき哥にて
候か シテ「げによく心得給ひたり

一見したところ些少な改訂ではあるが、これだと和歌の道めぐるて教えを乞う側（僧⇨ワキ）と授ける側（小町⇨シテ）という構図がより明確になっていると言えようか。

また、同じく第三段において、「侘びぬれば…」の歌を

詠じた経緯を僧に教える小町の詞がある。その中で、正徳弥生本（本来の観世流詞章）では「文屋の康秀か三河守に成て下りし時…」とする詞章を、明和本では「文屋の康秀があがたにくだりし時…」と改訂している。文屋康秀を「三河守」とするのは『三流抄』によるものであり、『元章手沢本写』書入に引く『古今和歌集』の詞書では「三河の掾」となっている。「あがたにくだりし時」も『古今和歌集』の詞書による。

次の改訂例も、何を詞章の典拠とするかということが改訂につながっているものである。かつてはその美貌と才によつて華やかな時を過ごした小町が、その奢り故に老い永らえて路頭に迷うといった、本曲に見えるような中世に流布した小町像は、『玉造小町子杜衰書』を源とすると言われている。以下に引く第六段の「クセ」の一節も同書に拠るものであるが、元章が小町説話として想起したものは『十訓抄』であつたことが、以下に引用する『元章手沢本写』の書入から窺える。まず、その「クセ」の部分の改訂状況を示すと、次のとおりである。

〔正〕「クセ」 ……ひと夜とまりし宿迄も、たいまいを

かざり、かきに金花をかけ、とにハ水精をつら
ねつ、、鸞輿属車の玉衣の、色をかざりて敷妙

の

〔明〕「クセ」…ひと夜とまりし宿までも、かたびら

をかざり、かゞみ角さへかけ、外にハ花瓶をつ
らねつ、蘭奢紅沈くゆらして、色香にそみて

数妙の

一方、『元章手沢本写』には次のように『十訓抄』の小町
説話が記されている（句読点は私に付した）。

小野小町が少て色を好ミし時、もてなされし有さま、
ならびなかりけり。〔壯〕衰記』といふ物にハ、「三
皇五帝の妃も、漢王周公の妻も、いまだ此おごりをな
さず」と書ためり。かゝりければ、衣にハ錦繡の類を
重ね、食にハ海陸の珍を調、身にハ蘭麝を薫じ、口に
ハ和歌を詠じて、よろづの男を賤くのみおもひ、女御、
后に心をかけたらし程に、十七にて母を失ひ、十九に
て父にをくれ、廿一にてあに、別れ、廿三にて弟をさ
きだてしかバ、単孤無頼の独人にて成て、頼方なかりき。
いみじき榮、日々におとろへ、はなやかなるかたち、
年々にすたれつ、心かけたる類も、うとくのミあり
しかバ、家ハやぶれて、月の光むなしくすミ、庭ハあ
れて、蓬のミいたづらしげりし。…

「鸞輿風車の玉衣の」から「蘭奢紅沈くゆらして」への
改訂は、『十訓抄』によつてゐることが明らかである。他
に、元章は小町とその祖父である小野篁の生没年に関して

次のような考証もしている。

承和元年二小町生トモ云。大同四巳丑年、小町生。元
慶元丁酉年二小町六拾九歳。天安元丁丑年、逢坂ノ関
始ル。小町ガ四拾九ノ歳也。承和二乙卯年、空海入定
也。『続日本紀』二、三月丙寅二終ル、六十三歳。『釈
書真言傳』『弘法傳記』二同。此時、小町二拾七歳也。

承和二年ヨリ十八年ヲ経テ、仁寿二年十月、小野ノ篁
卒ス。五十一歳。『文徳実録』二見へたり。小町カ祖
父也。承和元甲寅年、小町生ル時ハ、寛平五癸丑二六
拾歳也。天徳四庚申年迄百二拾七歳。

もつとも、この考証は直接詞章の改訂に反映されている
わけではなく、考証の典拠も明確ではないが、能作品を史
実によつて理解しようという姿勢は、他の能作品や間狂言
の改訂にも見られ、元章の作品に対する姿勢を端的に示し
ている。更に、このような生没年や年齢に関する興味は、
後述の演能記録に見られる、出演役者の殆どに彼らの年齢
を併記する点とも呼応するものであろう。

明和本の詞章はその極端な改訂と、それを受け入れるに
は既に能が「古典」となつていた当時の状況から、殊に詞
章面においては、その殆どが改訂前の形へと復されたので
あるが、『関寺小町』では、明和本の改訂が現行観世流の
詞章へと受け継がれた例が二例ある。ひとつは「大江惟章」

の訓である。大江惟章の名は「わびぬれば」の歌に関する小町の詞書的な説明において登場するが、「惟章」を「コレアキ」から「コレアキラ」へと改訂しているのが明和本である。このことは、伊藤正義氏が新潮日本古典集成『謡曲集』の頭注において既に指摘されている。もうひとつは、「クセ」の後、小町を七夕の祭りへと誘う契機となる「如何に申候、七夕の祭遅ハリ候、老女をも伴ひ御申候へ」のセリフである。本来ワキツレが言うこのセリフを、明和本では稚児（子方）のセリフへと変えており、それは現行観世流にも受け継がれている。この後、七夕の祭りに伴われた小町は、稚児の舞に誘われるように自らも舞うことになるのであり、このセリフは七夕の祭りに関わる稚児が言うセリフとしてそれなりに相応しいものであろう。

最後に、演出面において元章の関与したところを若干ながら付け加えておく。演出面における元章の影響を知るにあたって、最も有用である「乱舞能附」の《関寺小町》には、下間少進の「童舞抄」と同じ記事が記されている。それは本曲が秘曲化してほとんど上演されることがなかった故であろう。現在のところ、元章の演出に対する考えを知る手掛かりとなるものは、『元章手沢本写』書入中の次の記事のみである（句読点は私に付した）。

作物、後見者二人而持出、肩鼓、膝鼓前二至、置所之

不植事肝要也。但、常置所ヨリ正面ノ方へ少出ス也。肩鼓、膝鼓興作物之間、式尺五寸程也。此時、引廻、臺輪ノ下ニ勿込事、其故ハ引廻ヲ下取時ニ、作物動事嫌故也。大夫、鏡之間ニ而作物ニ入時、杖興扇、短冊二枚持而作物ニ入也。又、風ニテ短冊吹散スヲ止用意ニ、壓尺ヲ持出、杖ヲ右ノ脇直違ニ置。左脇ニ短冊二枚置。壓尺ヲ以壓右ニ置也。扇右之膝前ニ置也。手、足、膝、臂、胸、腰等、不殘屈而寬座、尤、面俛、尋常ニ幽艶ケニ可有工夫也。

ここには、作り物である藁屋を出す際の注意点や、シテが藁屋の内に座している時の工夫が書かれているが、とくに元章の改訂にかかわる演出と認められる記事はないと言つてよい。

猶、元章創始の小書（特殊演出）には、「筆染ノ傳」「移り拍子ノ傳」がある。「筆染ノ傳」は、「クセ」の短冊を認める所作の中で墨をつぐ型をするものであり、「移り拍子ノ傳」は、子方の舞の後、扇で床を二度打つて拍子をととり、稚児の舞を興がる心を表すものであるが、いずれも現在に継承されている。

二 《関寺小町》に見られる演能記録

『元章手沢本写』の《関寺小町》の書人には同曲の演能記録が含まれている。『元章手沢本写』の内の『二百十番謡目録』に書き入れられている演能記録に関しては、表きよし氏の論攷「観世元章手沢本『二百十番謡目録』加筆の演能記録について」⁹⁾において検討されているが、《関寺小町》の書人に散見するこれらの演能記録についても触れておく必要がある。

《関寺小町》の演能記録は以下のようにA、E、Hの六例（F、GはHの演能に関する記事。書き入れられている順に符号を付した）が挙げられている。この内、江戸期の演能記録であるD、E、Hは「触流御能組」（鴻山文庫蔵）に拠つても確認することのできるものである。但し、演者それぞれが併記されている点は書人に固有のものである。このような記録方法は、同じく元章の編になる演能記録『雲上猿楽会宴』（観世文庫蔵）にも見られるもので、元章の考証の結果と考えられる。

A 大永六年、於越前国一乗谷城、朝倉宗淳依_三所望_二、七代目観世大夫元忠、関寺小町勤_レ之。拾八歳也。佐、観世弥次郎長俊、四拾歳。笛ハ檜坂本彦兵衛榮次、四拾五歳。肩鼓ハ宮増弥左衛門親賢、三十二歳。膝鼓、観世弥三郎元供也。子方ハ観世小次郎元頼、八歳。

B 永祿十一戊辰年八月、於_二岐阜城_一、信長公御興業御能。將軍義昭公御成。関寺小町、七代目観世大夫元忠、法名宗節、六拾歳之時勤也。

C 天正三丑寅二月、南都新能中絶之所、信長公再御興行之時、於_二宮城_一、関寺小町、金剛大夫勤之。

D 元文五庚申年三月十一日、於_二西丸_一、関寺小町、観世大夫清親四拾八歳、勤_レ之。

E 元文五庚申十一月十二日、於_二三ノ丸_一、関寺小町被_二仰付_一。佐、拍子方、西丸二而被_二仰付_一通也。

F 明和八辛卯十二月廿八日、観世大夫元章少々不_レ口_レ故、登城不_レ仕候所、於_二御城_一、佐野郷蔵ヲ以、水野壹岐守殿被_レ仰候ハ、関寺小町、観世大夫、久右衛門、市右衛門、新九郎、三太郎、右之相手二而、可_二相勤_一由、御請之儀、退出之時分、壹岐守殿御宅江参上、御請可_二申上_一、被_二仰聞_一之趣、三十郎帰宅而申聞候。則、三十郎名代二壹岐守殿御宅江参上、御請申。

G 明和九壬辰正月廿七日、於_二私宅_一、関寺小町、云合有_レ之。四時揃也。

H 明和九壬辰四月二日、於_二本城御奥御舞台_一、御能被_二仰付_一。

右で注目すべきは、A、B、Cの慶長期以前の演能記

録である。Aは『能口伝聞書』注10にある次の《関寺小町》の演能と同じものであると考えられる。

一、宗節若輩ノ時分、越前朝倉宗淳所望ニテ、関寺小町スル。舞ノ内、杖ニテスル。段ノ内、左右ヘトリカヘ、杖ノカシラヲトリ、ツキテスルト也。此時ノ笛、彦兵衛。向ニ千野ニ吹ヘカキ云。同千野、御意次第ト返答スル時、彦兵衛大ニ腹立シテ、大タン者ト云テ、我吹タルト云コト、千野、牛尾に語タルト、玄旨公曰。

『能口伝聞書』は、長岡妙佐の編著による聞書を、妙庵玄又（細川幽斎三男）が転写したものであり、この記事は、右の引用の通り「玄旨公（細川幽斎）」からの聞書である。彦兵衛は観世座の笛の名手、千野はその弟子である千野与一左衛門であり、その弟子が牛尾である。牛尾を後援していたのが細川幽斎であつて、この記事は「伝承の経緯が明確なだけに、かなり信頼度が高い」と言われている。¹¹「元亀慶長能見聞」によると、宗節と脇を勤める観世弥次郎長俊は不仲だった時期があるらしいが、大永六年（一五二六）には三条西実隆邸に共に参上しており、不仲となつていた時期は天文年間とも推定されているので、大永六年における両者の共演の記録は何ら不自然なものではない。表きよし氏が他の演能記録に関して述べられているように、Aの演能に関しても、元章が観世家に伝存していた然るべき

番組に拠っている可能性は充分にあらう。但し、併記されている年齢は、『四座役者目録』によつているところが大部分であると考えられる。それぞれの役者の年齢は、『四座役者目録』に明記されている没年、享年と符合する。

Bに関しては、未だこれを裏付ける資料を見出し得ていない。また、Cは「鼻金剛」の異名を持つ室町末期の金剛大夫の《関寺小町》演能記録である。この演能は、『四座役者目録』鼻金剛大夫の項に「鼻金剛大夫、上手也。六十九歳の時、関寺ヲスル。此年果ル。但シ明ル年、天正四年卒。行年七十才」とされている。Cの記録は他のものとは異なり、『四座役者目録』に年齢の明記されている、鼻金剛以外の演者の年齢が併記されておらず、恐らく『四座役者目録』に拠つたと考えられる。右に引用した『四座役者目録』の記事にあるように、編者である観世勝右衛門元信は、鼻金剛の《関寺小町》演能記録を天正三年か四年か決めかねているのであるが、表章氏によると、鼻金剛の《関寺小町》が演じられたのは、正確には天正四年である。この事も、元章がCの記録を『四座役者目録』に拠つて書いていることを示しているのではないだろうか。

おわりに

明和本における《関寺小町》の改訂を、『元章手沢本写』の「習十番」の《関寺小町》に記された元章の書人をからめて考察した。また、右の書人に見える《関寺小町》の演能記録に関しても若干の検証を試みた。

《関寺小町》の改訂は、典拠に忠実に沿った結果の改訂が多く、この特徴は明和本における他曲の改訂とも共通するものである。書人に関しては、主に改訂と関連のあるものを挙げたが、『元章手沢本写』には、当然、これら以外にも膨大な量の書人があり、その大部分が典拠考証である。この書人の基本的な性格は、完成した明和本の典拠に対する覚え書きであるが、それを更なる明和本の改訂に反映させようという意図は見られない。ともあれ、これらの書人が、明和本刊行の中心となっていた元章の手によるものである以上、明和本の改訂の基準をはかる有用な資料となり得るのである。更に、書人の内容は、能の詞章に対する際、元章の学識の程度や範囲を示してもいる。その学識が明和本刊行当時の元章を取り巻く学問状況の中でどのよう位置づけられるのかということから、元章が明和本の改訂の中で担った役割を考えることもできよう。

この書人は各曲によって量的差異はあるものの、冒頭で

述べたように、『習十番』全体に渡るものであり、今後、『習十番』全体を対象に、書人を含めた明和改正謡本とそれに関わる元章の能楽改革に関して考察を進めていきたい。また、演能記録に関しても同様のことが言える。その信頼度も含めて、更に精密な検証の必要があると考えている。

注

- (1) 大森雅子「明和本に関する一考察―その諸版をめぐって―」〔観世〕昭和五八年五月号。
- (2) 表章「明和改正謡本の周辺」補注〔能楽史新考(二)〕わんや書店。昭和六年。
- (3) 表きよし「観世元章手沢本『二百十番謡目録』加筆の演能記録について」〔鏡仙〕四〇六号。平成四年一〇月。
- (4) 『日本書紀(三) 日本古典全書』(武田祐吉・校注。朝日新聞社。昭和四六年)を参照した。
- (5) 伊藤正義『新潮日本古典集成 謡曲集』《関寺小町》頭注(新潮社。昭和五八年)。
- (6) 伊藤正義『新潮日本古典集成 謡曲集』《関寺小町》頭注及び解題(新潮社。昭和五八年)。
- (7) 『元章習事伝授目録』(鴻山文庫蔵)に拠る。
- (8) 山崎有一郎「小書能を見る」四七「関寺小町 蟬丸」〔観世〕平成二年二月号。

- (9) 注3に同じ。
- (10) 能楽資料集成2『細川五部伝書』(表章校訂。わんや書店。昭和四八年)所収。
- (11) 表章・牛尾美江「関寺小町」演能史(一)「観世」昭和六年六月号。
- (12) 注10に同じ。
- (13) 天野文雄「観世長俊」(講座日本の演劇3『中世の演劇』勉誠社。平成一〇年)。
- (14) 注11に同じ。